

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

青森市長 様

令和6年度青森市移住支援金交付申請書

令和6年度青森市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

世帯の区分	単身世帯	2人以上の世帯		
2人以上の世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）		人	左記の人数のうち18歳未満の人数	人
移住支援金の種類	就業	起業	テレワーク	
	専門人材	関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「青森市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
（就業・起業・専門人材の場合のみ記載）申請日から5年以上継続して、青森市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等市内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載）青森市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
（専門人材の場合のみ記載）目的達成後の解散を前提とした個別のプロジェクトの参加等、離職について	A. 離職を前提としていない	B. 離職を前提としている

※ 各種確認事項のB.に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。



### 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金の交付に関する報告及び立入調査について、青森市から求められた場合には、それに応じます。
  - 2 以下の場合には、令和6年度青森市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
    - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - (2) 移住支援金の申請日から3年未満の期間内に青森市から青森県外に転出した場合：全額
    - (3) 青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
    - (4) 移住支援金の申請日から3年が経過した日から5年に達する日までの間に青森市から青森県外に転出した場合：半額
- (就業又は専門人材の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

---

### 青森市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森市は、青森市移住支援金交付の実施に際して得た個人情報について、青森市が定める個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

青 森 市 長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

⑩

就業証明書（移住支援金の申請用）  
（第 3 条第 3 号、同条第 5 号又は同条第 6 号ウ（ア）の要件に該当する場合）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日 ※第 3 条第 3 号の場合のみ	
雇用形態 ※第 3 条第 3 号又は同条第 5 号 の場合のみ	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※第 3 条第 3 号の場合のみ	3 親等以内の親族に該当しない
雇用契約の解除の予定 ※第 3 条第 5 号の場合のみ	目的達成後の解散を前提とした個別のプロジェクトの参加 等、離職することが前提ではない

※移住支援金の申請に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、青森市の求めに応じて、青森県及び青森市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

## 個人情報確認同意書

年 月 日

青 森 市 長 様

住 所

氏 名

電話番号

私は、令和6年度青森市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付に関して必要な範囲内において、青森市が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

### 記

- 1 住民基本台帳情報
- 2 青森市の市税の賦課徴収に関する情報